

評議員・役員報酬等支給規程

社会福祉法人 武雄南部福祉会
花島保育園

社会福祉法人 武雄南部福祉会 評議員・役員報酬等支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武雄南部福祉会の評議員・役員（理事・監事）の報酬額・費用弁償及び支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において評議員とは、社会福祉法人武雄南部福祉会定款第5条の評議員をいい、役員とは定款第15条の理事・監事をいう。

(報 酬)

第3条 理事長（施設会計等において給与の支給を受けている常勤理事を除く）には報酬として年額240,000円を支給する。支給は6月・9月・12月・3月に各6万を支払う。

(費用弁償)

第4条 評議員会、理事会又は、監査に出席した評議員、理事、監事（理事長と施設長は除く）には費用弁償として、1回につき3,000円を支給する。

2 評議員、理事、監事が前項の業務以外の業務により出張したときは、職員の旅費規程を準用して旅費日当を支給する。

附則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

この規程は、平成19年8月 1日から施行する。

この規程は、平成21年8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。